

11月16日(日)は鳥取市議会議員選挙の投票日です

問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎ 0857-20-3386

して投票所(期日前投票所含む)に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます(期日前投票と同じ期間)。あらかじめ早めに鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください(告示前、10月でも可)。

郵便による自宅からの不在者投票

以下の①～③いずれかの要件に該当する人は、鳥取市選挙管理委員会に申請すれば郵便等投票証明書を交付します。交付を受けた人は、11月12日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して請求すれば、郵便により不在者投票をすることができます。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ▷ 両下肢、体幹、移動機能(1級、2級)
 - ▷ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級、3級)
 - ▷ 肝臓、免疫障害(1級～3級)
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人
 - ▷ 両下肢、体幹(特別項症～第2項症)
 - ▷ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓(特別項症～第3項症)
- ③ 介護保険の被保険者証の交付を受けている人
 - ▷ 要介護状態区分(要介護5)

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たし、以下のいずれかに該当する人は、あらかじめ鳥取市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙に代理記載してもらうことができます。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障がいがある1級の人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障がいがある特別項症から第2項症までの人

代理投票・点字投票ができます

心身に故障があるなどの理由で自書ができない場合、係員が代筆(代理投票)します。また、目が不自由な人は点字による投票もできます。投票所で係員に申し出て下さい。

※ 家族の方などが代理で記載することはできません。

選挙公報

11月14日までに全戸配布する予定です。早めにご覧になりたい方は、以下の配置場所にお越しください。

※ 11月11日配置予定：市役所本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、用瀬地区保健センター、福祉文化会館3階

また、選挙公報の音読カセットテープを作成しますので、希望する人は申し出て下さい。

市公式ホームページ内、市議会議員選挙特設ページにも掲載します。

インターネット選挙運動について

インターネットを利用した選挙運動ができますが、次の例のように禁止されている行為もありますので注意してください。

(例) 有権者による電子メールを利用した選挙運動、未成年者の選挙運動、選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して頒布すること、選挙運動期間外の選挙運動 など

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、一部の投票所では閉鎖時刻が繰り上げられます。

投票できる人

平成6年11月17日以前に生まれ、平成26年11月8日現在で3ヵ月以上鳥取市に住んでおり(8月8日以前に転入届をした人)、引き続き居住する人(選挙人名簿登録者)が投票できます。

【鳥取市外に転出した人】

11月15日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。

【鳥取市内で転居した人】

本市の選挙人名簿に登録されており、10月17日までに本市内での転居の届出を行った場合、新住所地の投票所で投票ができます。10月18日以降に届出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

投票所の変更

投票所の一部が変更されています。投票所入場券にてご確認ください。

[変更前] 大茅地区公民館 → [変更後] おおかや交流館
[変更前] 福部町総合支所車庫 → [変更後] 福部町中央公民館

投票所入場券はハガキで郵送します

投票所入場券は、ハガキ1枚に3人分印刷されていますので、ご自分の名前が印刷されている入場券を切り離して投票所へ持参してください。

なお、入場券が届かない場合や入場券を紛失された場合などでも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で係員に申し出て下さい。

投票日に都合が悪い場合は、期日前投票を

投票日に仕事・旅行・歩行困難などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場券が届いている場合はご持参ください。

※ 印鑑不要。法令の規定により、期日前投票所での宣誓書の記入が必要です(宣誓書は持参可。市公式ホームページからダウンロード、または市役所本庁舎と駅南庁舎の総合案内、各総合支所で入手できます。)

<期日前投票ができる場所と期間(どこでも投票できます。)>

場所	期間	時間	備考
鳥取市福祉文化会館	11月10日(月)～11月15日(土)	8:30～20:00	用瀬地域は用瀬地区保健センター
各総合支所			
イオンモール鳥取北		10:00～20:00(最終日は19:00まで)	投票所設置場所は2階

病院、老人ホーム、市外での不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、それぞれの施設に問い合わせてください。

また、出張や旅行などで市外に滞在(転出者を除く)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を 紹介します

社会保障・税番号制度とは

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、住民票をお持ちのすべての人に新たに付番される番号を利用して、社会保障と税の各制度に効率性、透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度です。

平成27年10月から、みなさん一人ひとりに個人番号「マイナンバー」が通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。また、法人には法人番号が付番されます。

マイナンバー(個人番号)

マイナンバー制度は、付番した番号を使って複数の機関の間で、同一人の情報を結びつけて相互に情報をやり取りします。番号が漏えいし、不正に使われるおそれが

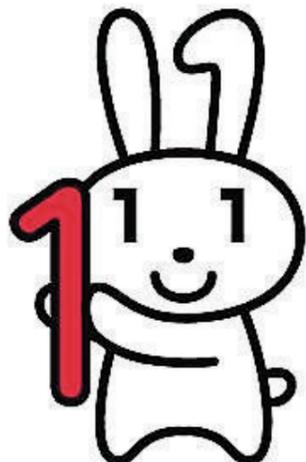
問い合わせ先 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3105

ある場合を除き、原則としてマイナンバーは生涯変更されません。

マイナンバーの利用範囲

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の法律で定められた行政手続きで利用します。民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などの法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

マイナンバー広報用ロゴマーク「マイナちゃん」



社会保障分野	税分野	災害対策分野
年金の資格取得や確認、給付の受給 雇用保険の資格取得や確認、給付の受給 医療保険や介護保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など	市民が税務機関に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 勤務先の給与事務 など	被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバー制度の効果

- 対象となる事務で、申請の際の添付書類が省略できることになり、市民の負担が軽減されます。
- 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本来に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。
- 行政機関で情報の照合や入力などに要している時間や労力が削減されます。

通知カード

平成27年10月からすべての市民

のみなさんにマイナンバーを通知するカードが郵送されます。この「通知カード」は、マイナンバーを必要とする手続きをする時に、窓口などで本人確認書類とあわせて提示します。

個人番号カード

通知カードを受け取られた方は、同封された申請書に自身の写真と同封して郵送することにより、通知カードに替えて写真とICチップの付いた「個人番号カード」の交付を受けることができます。

個人番号カードは、市役所など行政機関の申請手続きの際に提示するほか、本人確認のための身分証明書として利用できます。なお、住民基本台帳カードをお持ちの方は有効期限まで利用できますが、個人番号カードの交付を受けた方は、その際に住民基本台帳カードを回収します。(両方は所有できません。)同様に通知カードも回収します。

電話による制度の問い合わせ

マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178